

平成 3 1 年 3 月 総会議事録

日 時 平成 31 年 3 月 22 日 (金)
午前 9 時 30 分
場 所 豊橋市役所 東 82 会議室

豊橋市農業委員会

- 1 日 時 平成 31 年 3 月 22 日 (金)
午前 9 時 30 分開会 午前 10 時 40 分閉会
- 2 場 所 豊橋市今橋町 1 番地
豊橋市役所 東 82 会議室
- 3 議事及び報告
 - (1) 議案
 - 議案第 92 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 93 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 議案第 94 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 議案第 95 号 農地転用許可後の事業計画変更承認願いについて
 - 議案第 96 号 農用地利用集積計画について
 - 議案第 97 号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画変更について
 - 議案第 98 号 相続税納税猶予に関する適格者証明について
 - 議案第 99 号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 議案第 100 号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について
 - 議案第 101 号 下限面積の設定について
 - 議案第 102 号 平成 31 年度農家 (農事) 相談開催計画について
 - (2) 報告
 - 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
 - 報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
 - 報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
 - 報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
 - 報告第 5 号 現況証明について
- 4 その他
 - (1) 人・農地プランの更新について
 - (2) 連絡事項

5 出席委員

1 番 井川 和英	2 番 池田 和浩	3 番 石黒あゆみ
4 番 石橋 正通	5 番 伊藤 英二	6 番 今泉 武男
7 番 神谷 明男	8 番 木下 忠久	9 番 清原さと子
10 番 小林 尚美	11 番 近藤 好幸	12 番 佐藤 辰己
13 番 白井 隆好	14 番 鈴木 延安	15 番 高部 宏生
16 番 ー	17 番 中島 博文	18 番 日向 勉
19 番 福井 直子	20 番 松井 一郎	21 番 水野 敏久
22 番 村田恵理子	23 番 村松 史子	24 番 渡辺 政明

6 欠席委員 内藤 喜章

7 職務のため出席した者

事務局

事務局長 鈴木孝昌
 主幹 及部祥宏
 主事 菊池亮輔
 主事 小口博之

農業企画課

専門員 福井恒央
 主事 長谷川貴紀
 主事 森本裕之

8 議事の経過

事務局

定刻となりました。
 ただ今から豊橋市農業委員会 3 月総会を開会いたします。
 水野会長職務代理者、よろしくお願ひいたします。

議長

<あいさつ>
 なお、「農業委員会等に関する法律」第 5 条第 5 項の規定に基づき、内藤会長の代理として、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。
 それでは、総会を始めます。
 本日は、議席番号第 16 番内藤喜章会長から欠席の届出がありました。
 なお、出席委員は、24 名中 23 名で過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたします。
 次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員に

については、私から2名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認め、議席番号22番村田恵理子委員、同23番村松史子委員を議事録署名委員に指名します。

それでは、開会に先立ちまして、12日の書類説明会、農業委員による現地調査、18日の農地審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について担当者から説明がありますので、お聞きください。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

18日の農地審査会以降、農地法第3条関係の変更、取下げ、保留はございません。

本日は、議案の他に、議案第92号農地法第3条許可申請の番号4番の新規就農の案件について、18日の農地審査会において実施した聞き取り調査の概要を配布しておりますので、併せてご精読ください。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

8日の審査会以降、4,5条関係におきましては特に変更取下げ等はございません。本日は、議案の他に、議案第92号農地法第3条許可申請の番号2番3番及び議案第94号農地法第5条番号7番8番の営農型太陽光発電設備の案件について、18日の農地審査会において実施した聞き取り調査の概要を配布しておりますので、併せてご精読ください。

議長

変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間5分)

議長

それでは5分経過しましたので、精読時間を終わります。これより議事に入ります。

議案第92号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から8番までの8件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第92号、1ページ及び2ページをお願いします。

まず、番号1番、5番から8番までの5件について説明しま

す。

取得目的について、番号1番、5番、6番は経営規模拡大、番号7番及び8番はそれぞれ番号8番、7番と交換して効率化を図る案件です。

権利の種類について、すべて所有権の移転です。

農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査及び農地審査会における当事者に対する調査結果をもとに説明します。

第1号、取得後、全部効率的に利用できるかについて、農機具の保有状況は、全案件とも、トラクター等大型機械を保有しており、その他必要な農機具も十分あります。従事者については、番号5番6番同時申請及び番号8番は申請者が70歳以上の高齢者ではありますが、高齢者取得理由書が提出されており、労働意欲や健康状態に問題はなく、後継者の存在も認められます。従事者については、すべて2名以上の農作業従事者がいます。

また、申請地及び所有農地の全筆現地調査の結果、耕作又は耕作可能な状態にあり、取得後の耕作に支障はないと思われま

す。

第2号、農地所有適格法人以外の法人については、該当はありません。

第3号、信託の引受けについては、該当ありません。

第4号、取得後において常時従事するかどうかについては、全案件とも、申請者が150日以上従事しています。

第5号、取得後に下限面積の50aに達するかどうかについて、全案件とも申請前から50a以上あります。

第6号、転貸するかどうかについては、該当ありません。

第7号、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

次に、番号4番の新規就農の案件について説明します。

権利の種類は、賃借権の設定です。

農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査及び農地審査会における当事者に対する調査結果をもとに説明します。

第1号、農地の権利の取得後、全部効率的に利用できるかに

ついて、申請者の農作業歴は4年で、農機具については、耕運機1台、トラック1台及びその他営農に必要な機械を確保しており、トラクターを導入予定であります。従事者は、申請者と妻の計2名が従事する予定です。また、申請地の現地調査の結果、すべての農地が耕作できる状態です。

第2号、農地所有適格法人以外の法人については、該当ありません。

第3号、信託の引受けについては、該当ありません。

第4号、権利の設定後において常時従事するかどうかについては、申請者が300日従事する予定です。

第5号、権利の設定後に下限面積の50aに達するかどうかについては、耕作面積は、3,023 m²ですが、既存の施設を使用して大葉を栽培する計画で、農地法施行令第2条第3項第1号に規定する集約的な経営に該当します。

第6号、転貸するかどうかについては、該当ありません。

第7号、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

次に、番号2番及び3番の農地上部の太陽光発電施設設備を設置するため区分地上権を設定する案件について説明します。

権利の種類は、区分地上権です

農地法第3条第2項但し書きにおける、区分地上権の設定の許可基準に該当するかどうかについて、申請書、現地調査及び農地審査会における当事者に対する調査結果をもとに説明します。

当該農地における賃借人等の権利を有する者の同意を得ているかについては、土地所有者の同意を得ています。

権利が設定される農地及びその周辺の農地にかかる営農条件に支障があるかどうかについては、地域の農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

なお、番号2番は農地法第5条許可申請の番号7番、番号3番は農地法第5条許可申請の番号8番とそれぞれ同時申請で、どちらも営農型太陽光発電設備を建設する案件でありますので、豊橋市長とも調整し農地法第5条番号7番及び8番の許可に合わせて許可書を交付することになります。説明は以上です。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
 それでは質疑に入ります。
 質疑、意見のある方は、発言願います。

委員長 「進行」
 議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
 これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することとし、番号2番については、議案第94号農地法第5条の番号7番に、また番号3番については、同議案の番号8番にそれぞれ対する区分地上権の設定となりますので、豊橋市長とも調整し、農地法第5条の許可日と同日にすることに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」
 議長 異議なしと認めます。
 よって本案は、原案のとおり、許可することに決しました。
 続きまして、議案第93号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
 番号1番の1件を上程いたします。
 内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
 議案第93号、3ページをお願いします。
 転用目的については、駐車場等です。
 農地種別については、2種農地と判断されます。
 資力については、自己資金のみです。
 信用性については、特段の疑義はありません。
 転用の妨げとなる権利を有する者については、該当ありません。
 遅滞なく申請の用途に供することの確実性については、平成31年5月1日に着工し、平成31年5月31日までに完了する計画である記載があります。
 他の行政庁の許可・認可等については、該当ありません。
 農地以外の土地の利用見込みについては、申請外宅地が370.91㎡あります。
 計画面積の妥当性については、申請書、事業計画書及び現地調査等により、妥当と判断されます。
 宅地の造成のみを目的とすることについては、該当ありませ

ん。

周辺農地等に係る営農条件への支障については、承諾を得た旨の記載があります。

一時転用については、該当ありません。

以上が許可基準の適合状況です。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願ひます。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

続きまして、議案第94号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から22番までの22件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第94号、4ページから7ページをお願いします。

権利の種類について、所有権移転は、番号2番、3番、6番、9番、13番から20番です。賃借権の設定は番号4番、5番、7番、8番、21番、22番です。使用貸借による権利の設定は、番号1番10番から12番です。

転用目的については、番号1番、10番から12番が分家住宅、2番、4番、15番、16番、22番が駐車場、番号3番、17番が資材置場、番号5番、6番、18番から21番が太陽光発電設備、番号7番、8番が営農型太陽光発電設備、番号9番がガス施設、番号13番が物干場、番号14番が店舗です。4 1 3

農地種別について、2種農地と判断されるのは、番号2番、3番、12番、21番です。3種農地と判断されるのは、番号6番、9番、13番です。1種農地と判断されるのは、番号1番、4番、

5番、10番、11番、14番から20番ですが、すべて許可要件である集落接続に該当します。なお、番号7番、8番、22番につきましては、農用地に該当しますが、すべて許可要件である一時転用に該当します。

資力について、自己資金のみは、番号2番から5番、9番、13番から20番、22番です。借入金のみは、番号1番、6番、10番、12番、21番です。自己資金及び借入金は、番号7番、11番です。

信用性については、全案件とも、特段の疑義はありません。

転用の妨げとなる権利を有する者については、全案件とも該当ありません。

遅滞なく申請の用途に供することの確実性については、平成31年4月20日から平成31年7月1日までに着工し、平成31年5月1日から平成31年12月31日までに完了する計画である記載があります。

他の行政庁の許可・認可等については、建築物建設のため都市計画法上の申請がされているのは、番号1番、10番から12番、14番です。その他の案件については、該当ありません。

農地以外の土地の利用見込みについては、番号2番は申請外宅地が86㎡、番号3番は申請外雑種地が271㎡、番号14番は申請外雑種地等が854.12㎡、番号15番は申請外雑種地が152.49㎡、番号17番は申請外雑種地が1180㎡、番号19番は申請外雑種地が43㎡、番号21番は申請外原野等が2038㎡あります。

その他の案件については、該当ありません。

計画面積の妥当性については、全案件とも、申請書、事業計画書及び現地調査等により、妥当と判断されます。

宅地の造成のみを目的とすることについては、全案件とも、該当ありません。

周辺農地等に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は、番号1番、3番から9番、17番から22番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は、番号2番、10番から16番です。

一時転用については、番号7番、8番、22番です。その他の案件については、該当ありません。

以上が、許可基準の適合状況です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委員長 「進行」
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。

委員全員 本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することとし、番号5番及び21番については、農地法第5条第3項の規定により、愛知県農業会議の意見を付したうえ、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

議長 「異議なし」
議長 異議なしと認めます。
よって本案はさように決しました。
続きまして、議案第95号「農地転用許可後の事業計画変更承認願いについて」を議題といたします。
番号1番の1件を上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第95号、8ページをお願いします。
番号1番については、許可後、目的通り太陽光発電設備を建設しましたが、当初の転用事業者から記載の事業者へ変更する必要が生じたため、事業計画変更承認願いを申請するものです。

議長 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委員長 「進行」
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。

委員全員 本案については、「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。
議長 「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

次の別紙資料 1-2 の議案第 96 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の番号 5 番は、近藤委員が申請者のため、

また、番号 7 番及び 8 番は、福井委員の同居の親族が申請者のため「農業委員会等に関する法律」第 31 条第 1 項の議事参与の制限に該当いたします。

近藤委員及び福井委員は、関係案件のみ一時退席いたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議案第 96 号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議案第 96 号農用地利用集積計画について、説明させていただきます。

農地流動化の申出があったもののうち、2月27日の農地銀行運営委員会議におきまして農業経営基盤強化促進事業に仕分けられ、農地銀行会長から計画策定の依頼があったもの、転貸につきましては、豊橋農業協同組合が実施する農地利用集積円滑化事業により契約を結び、計画策定の申し出があったものについて、それぞれ農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づき審議をお願いするものでございます。

別添資料 1-2 をご覧ください。

はじめに 2 ページ、所有権移転については、10 件 17 筆 26,548 m²でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、さる 3 月 18 日に、水野敏久会長職務代理者、村田恵理子委員、高部宏生委員、木下忠久委員、白井隆好委員、池田和浩委員に審査をお願いし、「可」の旨の意見をいただいております。なお、明細は 5 ページにございますのでご確認お願い致します。

次に 3 ページ、農用地利用集積円滑化事業については、件数は 57 件で、利用権を設定する者（貸し手）が共有者を含め 58 人、利用権設定を受ける者（借り手）が 16 人でございます。内訳については（2）の表に賃借権の設定期間ごとの件数、面積が

ございますが、合計で 57 件、110 筆、114,070 m²となります。

(3) で 10a 当たりの借賃、(4) で利用権設定を受ける者の経営面積の平均をまとめてあります。

5 ページの表は、所有権移転及び利用権設定の集計表です。総計は 67 件、127 筆、140,618 m²でございます。

10 ページから 20 ページの転貸につきましては、豊橋農業協同組合の農地利用集積円滑化事業規程に適合しているものでございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である、

イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

の各要件を満たしております。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

内容については、ただいまの事務局からの説明のとおりです。

先ほど説明しましたが、議事参与の制限により、所有権移転の番号 5 番と、番号 7 番及び 8 番と、それ以外の案件とにそれぞれ分けて審議していただくということで、進めて参りたいと思います。

まず、農地利用集積円滑化事業の番号 1 番から 57 番までの 57 件、所有権移転の番号 1 番から 10 番までのうち、番号 5 番、7 番及び 8 番を除いた 7 件、合計 64 件を一括審議いたします。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決しました。

近藤委員は退席してください。

(近藤委員 退席)

議長 次に所有権移転の番号5番の審議いたします。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長 「進行」
進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員
議長 「異議なし」
異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり決しました。
近藤委員は復席してください。
(近藤委員 復席)

議長 次に福井委員は退席してください。
(福井委員 退席)

議長 それでは、所有権移転の番号7番及び8番の2件を一括審議いたします。
質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長 「進行」
進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員
議長 「異議なし」
異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり決しました。
福井委員は復席してください。
(福井委員 復席)

続きまして、議案第97号「農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画変更について」を議題といたします。
農用地区域からの除外と編入及びそのことについての、地域の農業振興に関する地方公共団体の計画について。
農用地区域からの除外番号1番から6番までの6件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。

9 ページの議案第 97 号について説明させていただきます。

豊橋農業振興地域整備計画のうち、今回の農用地利用計画変更については、個別の除外 6 件・面積 4,293.97 m²です。

今回の案件につきましては、2月14日（木）の書類説明会において農業委員の皆様方にご説明し、2月21日（木）の農地審査会において、本日の農地総会の議案に付すことについて、了承を得ております。

除外案件の目的としましては、駐車場が1番・5番の2件、分家住宅が2番・3番・4番の3件、農家住宅が6番の1件の計6件であり、内容を検討した結果、全て申し出の農用地以外に事業計画に適する土地がなく、今回の申し出に及んだものです。

以上、農業振興地域の整備に関する法律施行規則 第3条の2（農業振興地域整備計画の策定または変更）第2項 及び 第4条の4（公益性が特に高いと認められる事業に係る施設） 第1項第27号に基づき、ご審議をお願いするものです。

議 長

内容については、ただいまの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案の除外についての、農業委員会の意見は、「やむを得ない」という意見を付すことに決して、異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって本案についての、農業委員会の意見は、さよう決しました。

続きまして、議案第98号「相続税 納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。

番号1番から5番までの5件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第98号 10ページ及び11ページをご覧ください。

議案第98号は新規に納税猶予を受けるにあたっての証明です。

番号1番は、畑作による経営です。特例農地の2筆はネギの栽培です。

番号2番及び3番は、同一の農地に1/2の持ち分の案件で、畑作による経営です。特例農地の6筆は牧草の栽培です。

番号4番は、畑作による経営です。特例農地の1筆は畑の保全です。

番号5番は、水稻、畑作、果樹及び施設園芸による経営です。特例農地の1筆が大根の栽培、2筆が柿の栽培、

4筆がハウスにおける苺の栽培、7筆が保全管理です。

この5件の相続税納税猶予に関する適格者証明については、議案に記載の推進委員の方に、現地調査および相続人からの聞き取り調査をしていただいた結果、相続人は相続後、農業経営を行おうとする適格者であることを確認していただきました。

なお、市街化区域内の農地は、番号1番及び4番の特例適用農地の全てが、番号5番は3筆が該当いたします。

以上です。

議長

内容については、ただいまの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員

「進行」

議長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、適格者証明書を発行することを、承認することに決して、異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議長

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

続きまして、議案第99号「相続税 納税猶予に関して引き続き農業経営を行なっている旨の証明について」を議題といたします。

番号1番から7番までの7件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第99号 12ページをご覧ください。

議案第99号は継続して納税猶予を受けるため3年ごとの更新

の証明です。

番号1番は、水稲及び畑作による経営です。特例農地の11筆はキャベツ等の栽培、18筆はお茶の栽培、4筆は保全管理です。

番号2番は、水稲及び畑作による経営です。特例農地の2筆は葱等の野菜の栽培、11筆は保全管理です。

番号3番は、畑作による経営です。特例農地の1筆はイチジク等の栽培です。

番号4番は、水稲及び施設園芸による経営です。特例農地の3筆はハウスにおけるミニトマトの栽培、3筆は保全管理です。

番号5番は、水稲及び畑作による経営です。特例農地の2筆は保全管理です。

番号6番は、畑作による経営です。特例農地の2筆は大根等の野菜の栽培です。

番号7番は、畑及び果樹による経営です。特例農地の1筆は玉葱の栽培、3筆は柿等の果樹の栽培です。

この7件の3年更新における相続税納税猶予に関する証明については、議案に記載の推進委員の方に、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をしていただいた結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認していただきました。

なお、市街化区域内の農地は、番号2番に3筆、番号3番、6番、7番の特例適用農地の全てが該当いたします。

以上です。

議 長

内容については、ただいまの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、本証明書を発行することを、承認することに決して、異議ございませんか。

委員全員
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

続きして、議案第100号「相続税納税猶予に関する特例農地

等の利用状況確認について」を議題といたします。

番号1番の1件を一程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第100号13ページをご覧ください。

議案第100号は相続税の申告期限から20年を経過するため、免除にあたっての現況確認です。

番号1番は、水稻、畑作及び施設園芸による経営です。特例農地の3筆はキャベツの栽培、1筆はハウスにおけるトマトの栽培、11筆が保全管理、2筆は農地の一部が農業用倉庫として利用されておりました。

この1件については、議案に記載の推進委員の方に現地調査をしていただいた結果、その利用状況は、2筆には農業用倉庫が建っていること。それ以外はすべて農地であること。を確認していただきましたので、その旨を豊橋税務署に報告いたします。

なお、市街化区域内の農地は、3筆ありました。

以上です。

議長

内容については、ただいまの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認することに決して、異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって、本案はさよう決しました。

続きまして、議案第101号「下限面積の設定について」を議題といたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい議長、説明いたします。

14ページの議案、議案第101号をお願いいたします。

平成21年の改正農地法により、農業委員会が省令で定める基準に従い、別段の面積を定めたときは、これを公示することで、

その面積を下限の面積として設定できることになりました。

また、平成 22 年の「農業委員会の適正な事務実施について」一部改正により、農業委員会は毎年下限面積について審議することとなっています。

記の 1 番は、農地法施行規則第 17 条第 1 項の適用です。その地域の経営規模が小さく、法に定める 50a では実情に適さないと判断される場合に別段の面積を設定する基準です。

2 番は、同条第 2 項の適用です。高齢化等により農地の遊休化が深刻な状況にあり、特に新規就農等を促進しなければ、農地の保全等が図られないと判断する場合に適用する基準です。

判断に活用する資料として、2015 年農林業センサスの数字、及び平成 29 年度の農地の利用状況調査の結果を使用します。

そこで、議案第 101 号では、次のように上程します。

1 番の方針については、現行の下限面積 50a の変更は行いません。理由は、昨年と同様に 2015 農林業センサスをもとに管内の農家で 50a 未満の農地を耕作している農家、4 割を算出しているためです。

次に 2 番の方針は、現行の下限面積 50a の変更は行いません。理由は、平成 29 年度の農地法第 30 条の規定に基づく利用状況調査の結果、管内の遊休農地率は、2.9 パーセントと昨年の 3.0 パーセントから 0.1 パーセント改善され、引き続き低い現状であるためです。以上が議案になります。

次に別添資料 1-3 をお願いします。

議案第 101 号「下限面積の設定について」と記載された表側は、省令で定める基準です。

農地法施行規則第 17 条第 1 項は (1) から (3) まで、同条第 2 項は (4) がそれぞれ基準となります。

裏面については、2010 年と 2015 年の農林業センサスの比較表です。このセンサスの経営耕地面積規模別農家数を活用し農地法施行規則第 17 条第 1 項 3 号の判断をするようにと「農地法関係事務に係る処理基準について」で通知されています。

ただし、2015 年の農林業センサスでは、経営耕地面積規模別農家数は販売農家のみで、自発的農家数のデータはありません。仮に自発的農家数を全て 50a 未満の農家数に加えても全体の 42% しかないことから 100 分の 40 を下らない面積は、この表では 50a となります。これが農地法第 17 条第 1 項の判断基準で

す。

次に、同条第2項の判断の資料は、遊休農地の年度別面積と遊休農地率です。平成29年度で遊休農地率は2.9%と2015年の農林行センサスの全国平均の12.3%を下回り、遊休農地の面積も平成22年度より減少しています。また、総農家数は2010年と比べ、減少していますが、まだ十分な経営体が確保されていると思います。これが農地法第17条第2項の判断基準です。

説明は以上です。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

内容については、ただいまの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言を願います。

委員
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

続きまして、資料2、議案第102号「平成31年度農家（農事）相談開催計画について」を議題といたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい議長、説明いたします。

資料2をお願いいたします。

議題第102号「平成31年度農家(農事)相談開催計画」について、説明いたします。

農家（農事）相談は、平成29年8月から月2回を月1回、相談員を3名から2名に変更しましたが、実施の点で、特段問題もありませんでしたので、平成31年度も引き続き月1回、2名体制で実施とします。

また、30年度からはじめました「女性農業者のための女性農業委員による農家相談」も2回5件の相談がありましたので、31年度も30年度と同様に7月と1月の2回実施することとします。

なお、開催日及び担当相談員については、資料2の開催計画を

ご覧ください。

説明は以上です。

議長

内容については、ただいまの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言を願います。

委員

「進行」

議長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議長

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

以上で、本日の部会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

次に報告事案について、事務局に説明をお願いします。

事務局

はい、議長。報告させていただきます。

議案の 15 ページをお願いします。

報告第 1 号の番号 1 番から 33 番までの 33 件については、相続により農地法の許可を要しないで権利取得した旨の届出です。それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に 20 ページをお願いします。

報告第 2 号の番号 1 番及び 2 番の 2 件、並びに 21 ページからの報告第 3 号の番号 1 番から 50 番までの 50 件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に 29 ページをお願いします。

報告第 4 号の番号 1 番から 3 番までの 3 件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に 30 ページをお願いします。

報告第 5 号の番号 1 番及び 2 番の 2 件については、20 年以上非農地であることの現況証明願いです。

願い出の内容及び添付書類を審査の上、平成 31 年 3 月 20 日付けで 証明を行いました。

なお、固定資産税の課税状況ですが、番号 1 番は雑種地課税、2 番は宅地課税でした。

報告は以上です。

議 長

報告事案については、ただいま事務局の説明のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第 6 条第 1 項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議 長

ただ今から総会を一時中断いたしまして、豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。（午前 10 時 25 分中断）

<農地銀行運営委員会議>

議 長

総会を再開いたします。（午前 10 時 28 分再開）

次に「人・農地プランの更新について」の説明をお願いします。

<農業企画課 説明>

議 長

次に連絡事項をお願いいたします。

事務局

<連絡事項>

議 長

その他について、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

（午前 10 時 40 分終了）

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

平成 31 年 3 月 22 日

議 長
(会長職務代理者)

議事録署名者
(22 番 村田 恵理子 委員)

議事録署名者
(23 番 村松 史子 委員)